

警 厚 甲 達 第 3 号

警 務 甲 達 第 4 3 号

警 監 甲 達 第 9 号

平成24年11月20日

〔改正 平成26年 6月 5日〕  
警 厚 甲 達 第 4 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

### レクリエーションの適切かつ効果的な実施について

これまで、警察職員のレクリエーションについては、福井県警察職員の健康管理に関する訓令（平成17年福井県警察本部訓令第41号）第7条の定めるところにより、健康管理者が各所属において積極的な推進に努めてきたところであるが、このたび、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について（平成24年警監甲達第8号）に基づき、警察改革の精神を再徹底する上で、有事即応に配慮したレクリエーションについて下記のとおり実施することとしたので、各所属にあつては、所属の体制や治安情勢等の実情に即した適切かつ効果的な実施に努められたい。

#### 記

#### 第1 趣旨及び基本的考え方

レクリエーションは、警察職員の心身の健康を増進し、活力を回復し、及び警察職員相互の絆を強めることにより、組織の活性化を図るものであることから、積極的に実施されるべきものである。

しかしながら、その一方で、警察は「個人の生命、身体及び財産」を保護することを責務としており、被害者の生命及び身体に危害が及ぶおそれのある事案を未然に防止しつつ、その発生が予想され、かつ、緊急を要する場合は、必要な体制を確保した上で迅速に対応することが求められている。

したがって、レクリエーションの実施直前又は現に実施中の場合であっても、有事の際においては、当該レクリエーションの延期・中止、必要な要員の帰任等を迅速に判断し、もって警察業務の遂行に支障を来さないよう努めなければならない。

#### 第2 レクリエーションの種類及び範囲

レクリエーションは、警察職員の福利厚生を目的とするスポーツ、文化・教養活動、旅行、食事会等であり、その範囲は、警察職員の福利厚生を目的とし、所属内の一定の人数が参加して計画的に実施されるものとする。

したがって、警察職員個人による私事旅行や随時開催される飲酒会合等福利厚生を目的としないものについては、本通達の対象としない。

### 第3 所属長による調整

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条において、事業者は「労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されていることから、所属長は、そのことに配慮しつつ、有事即応に万全を期すため、部下警察職員によるレクリエーションの計画から実施までの各段階において、次に掲げる所要の調整を行うこと。

- 1 レクリエーションの実施を事前に把握し、実施時期、実施場所、参加人数等について、有事即応へ配慮した必要な調整を行うこと。また、当該レクリエーションの実施に際して、部下警察職員の年次休暇等の取得を承認する場合は、業務の緊急性及び当該警察職員の代替要員の必要性を考慮し、業務遂行に支障のないようにすること。
- 2 治安情勢や参加警察職員の業務実態等を踏まえ、必要な代替要員を確実に指定し、業務の引継ぎ等に誤りのないようにすること。
- 3 参加警察職員による対応が必要な重大・特異な事案の発生の可能性を念頭に置き、参加警察職員の連絡・帰任手段を明確にするなどの措置を講ずること。
- 4 重大・特異な事案が発生した場合及びその発生のおそれがあると認められる場合においては、事案に応じてレクリエーションの延期・中止、必要な要員の帰任等の措置を講ずること。

### 第4 計画的かつ適正にレクリエーションを実施するための留意事項

警察職員は、緊急性を伴う事案を認知した場合は、その対応が最優先されることを踏まえつつ、次に掲げる点に留意の上、レクリエーションを計画し、実施すること。

- 1 実施時期  
業務の繁忙期を避けて計画的に実施するとともに、実施時期を分散するなど業務に与える影響について十分考慮すること。
- 2 参加人数、構成、実施期間、場所等  
レクリエーションの参加人数、構成、場所等については、所属ごとの実情、参加警察職員の職責等を踏まえて、業務に支障を来さないよう配慮すること。  
なお、実施期間については、1泊2日までとする。
- 3 担当者不在に伴う代替要員の確保と業務引継ぎの徹底  
参加警察職員が担当する懸案事項、継続業務等について、所属長が代替要員の確保を必要と認める場合は、当該代替要員に対し、突発事案を考慮した具体的な引継ぎを行うこと。
- 4 連絡体制の確保と帰任手段の確認  
参加警察職員による対応が必要な重大・特異な事案の発生の可能性を念頭に置き、常時連絡のとれる体制を確立するとともに、緊急時の帰任手段を確認しておくこと。
- 5 レクリエーション実施計画書の作成  
1から4までの留意事項を踏まえ、責任者（レクリエーション参加者内の階級・職制が上位にある者をいう。）は、レクリエーション実施計画書（様式は問わない。）を作成し、所属長の決裁を受けること。